

令和8年度

危機管理マニュアル

(令和7年3月改訂版)

宮崎県立富島高等学校

〒883-0052 日向市鶴町3丁目1番43号

TEL 0982-52-2158

目 次

はじめに	1
1 事件・事故発生時の対処・救急及び緊急連絡体制	2
2 災害発生時の連絡体制	3
3 防災教育推進委員会組織図	4
4 震災対応例	
(1) 地震	
① 基本的な対応	5
② 被災状況の対応	6
ア 授業中	
イ 教師と生徒が離れている場合	
③ 地震発生時における具体的な対応例	
ア 授業中(普通教室)	7
イ 授業中(理科室・家庭科室)	8
ウ 授業中・部活動中(図書館等)	9
(2) 津波	10, 11
(3) 火災・風水害	12
(4) 地震・津波・火災避難経路図	13, 14
5 いじめが発生した場合	15
・ いじめ対応記録簿	16
6 体罰が発生した場合	17
・ 体罰行為対応記録簿	18
7 人権・同和教育に関する問題が発生した場合	19
8 食中毒が発生した場合	20
9 学校で生徒が倒れた時の対応	21, 22
10 不審者の進入への対応	23
11 感染症発生時の対応	24
(1) 感染症発生時の初期対応について	25
(2) 感染症が疑われるときの対応(生徒・職員)	26
12 重大な学校事故、災害が発生した場合の生徒の心のケアについて	27, 28
13 各種報告様式	
(1) 事故報告ファックス様式	29
(2) 生徒事故報告書	30
(3) セクハラ、パワハラ苦情相談記録票	31
(4) 保護者への引き渡し票	32
(5) 心肺蘇生法とAEDの使用について	33, 34
14 Jアラート(全国瞬時警報システム)の発令(弾道ミサイル飛来等)	35

危機管理の手引き

○ はじめに

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

この手引きは、本校における危機管理の在り方を原則的に示したものである。個々の状況に完全に当てはまるとは限らないし、機械的に処理すればよいというものではない。したがって、対応に当たっては、次に示す観点を踏まえて、その場に応じた適切な対応が大切である。

○ 危機管理を進める上での基礎的事項

- 1 何をおいても生命尊重を第一義として進める。
- 2 保護者や関係者の方々の心情を配慮し、対応は誠意と責任を持って当たる。
- 3 第一義の機能を果たしたあとは、発生した場所、時刻、原因等の状況を的確に把握し、二度と発生しないための対応策を検討する。(緊急職員会議等)
なお、原因を調査し、その内容をまとめ、外部等に連絡、広報していく際は、真実をしっかりと追求し、虚偽や、真相を包み隠すことがないようにしなければならない。
- 4 生徒には配慮ある対応を行う。あくまで成長の一過程として捉え、更正に向けての支援・援助をしていく。
- 5 報道機関等への対応については、副校長・教頭(校長)が窓口となり、一本化を図る。

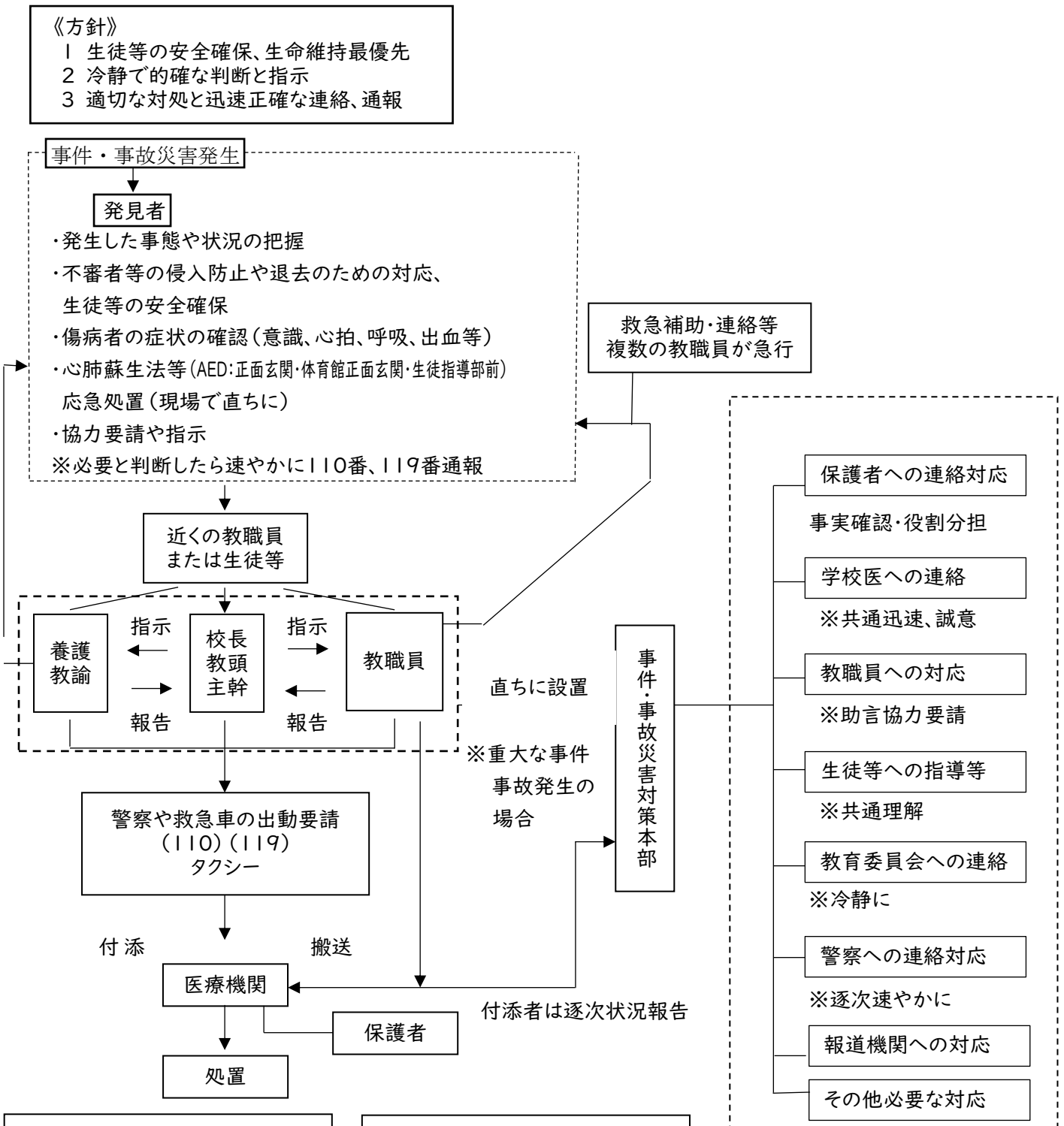
以上の観点を踏まえた上で、以後に示す手順に沿って対応を進めていく。

なお、これは重大な事態を想定したものであることから、状況によっては簡略化することができる。

報道機関との対応における留意事項

- ① 校外への窓口は副校長・教頭(校長)とし、一本化して対応する。
- ② 事件関係者の氏名等については、プライバシー保護の観点から、公表に関しては事前に十分検討する。
- ③ 事件までの経緯、学校がとった措置等については、予想や憶測では語らないようにし事実関係を適宜公表する。(事件の経緯・対応措置に基づく発表)
- ④ 既に発生している事実に対しては、冷静に受けとめ、責任逃れをするような発言は絶対に慎むとともに、最高責任者である校長が学校としての責任をもって報告する。
- ⑤ 現段階ではっきりしていない事項については、『事実関係については現在、調査中である』ことを伝え、『多分、何々のはず・・・』といった言及は絶対に避ける。
- ⑥ 会見の場は、各社ばらばらに応ずることなく、職員会議や運営委員会を開催するなどして時刻と時間を設定し、一斉に会見する。
- ⑦ 職員や生徒の批判に当たるような言動や差別用語等には、十分に配慮すること。
- ⑧ 受付を行い出席者を把握するとともに、進行・記録など役割分担を行い組織的に対応する。

1 事件・事故発生時の対処・救急及び緊急連絡体制

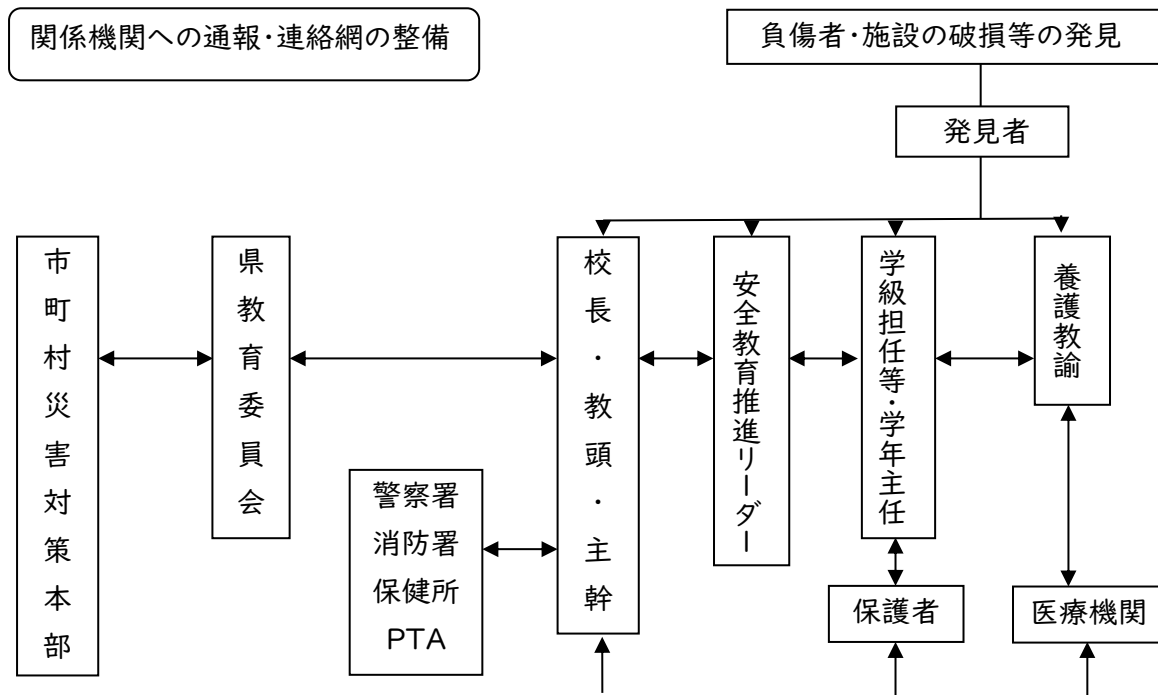


連絡先	
救急車	119
警察	110
宮交タクシー	52-3131
上日向タクシー	54-5454
学校医	
なでしこ内科	57-3860
稲原眼科	52-2209
長友歯科	52-3537
たけなか耳鼻咽喉科	66-6000
日向保健所	
電話	52-5101
Fax	52-5104

学校近くの専門医	
千代田病院	52-7111
大平整形外科	52-3337
鮫島整形外科	52-8191
和田病院	52-0011
今給黎医院	54-2459
くろき胃腸科	55-0505
天生堂医院	53-8910
ながみね皮膚科	66-1201
学校薬剤師	
坂東薬局	54-0007

- (1) 家庭との連絡を密にしてしかるべき適切な処置の後、出来るだけ早く保護者に引き渡す。
- (2) 病院に受診した場合は、日本スポーツ振興センターの対象となるので、事故発生場所に居合わせた者は、事故状況を詳細に「事故発生報告書」を書いて教頭に提出する。
- (3) PTA 総合保障制度の対象の場合は、請求手続きをする。

2 災害発生時の連絡体制



関係機関への通報の内容と連絡方法

機関名	電話番号	通報内容	連絡方法
県教育委員会	高校教育課 (0985)44-2601	生徒等の避難状況、生徒等及び教職員の被災状況、学校被災状況	電話、 電子メール 無線 文書 有線放送 伝令 (自転車など)等
警察署	110	通学路の安全確保要請、犯罪・盗難に対する警戒警備	
消防署	119	救命救急の要請、火災の発生状況、消火要請、水利状況、救出方法、消火方法	
保健所	52-5101	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者		連絡網による協力要請、通学路の安全確保、残留生徒等の保護方法、生徒等の引き渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項	
医療機関	P.2	受け入れ要請、生徒等の被災状況、治療状況の確認	
P T A		緊急連絡事項(生徒等の事故)、医療機関の確認	

緊急時の非常参集体制

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を次の通りとする。ただし、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

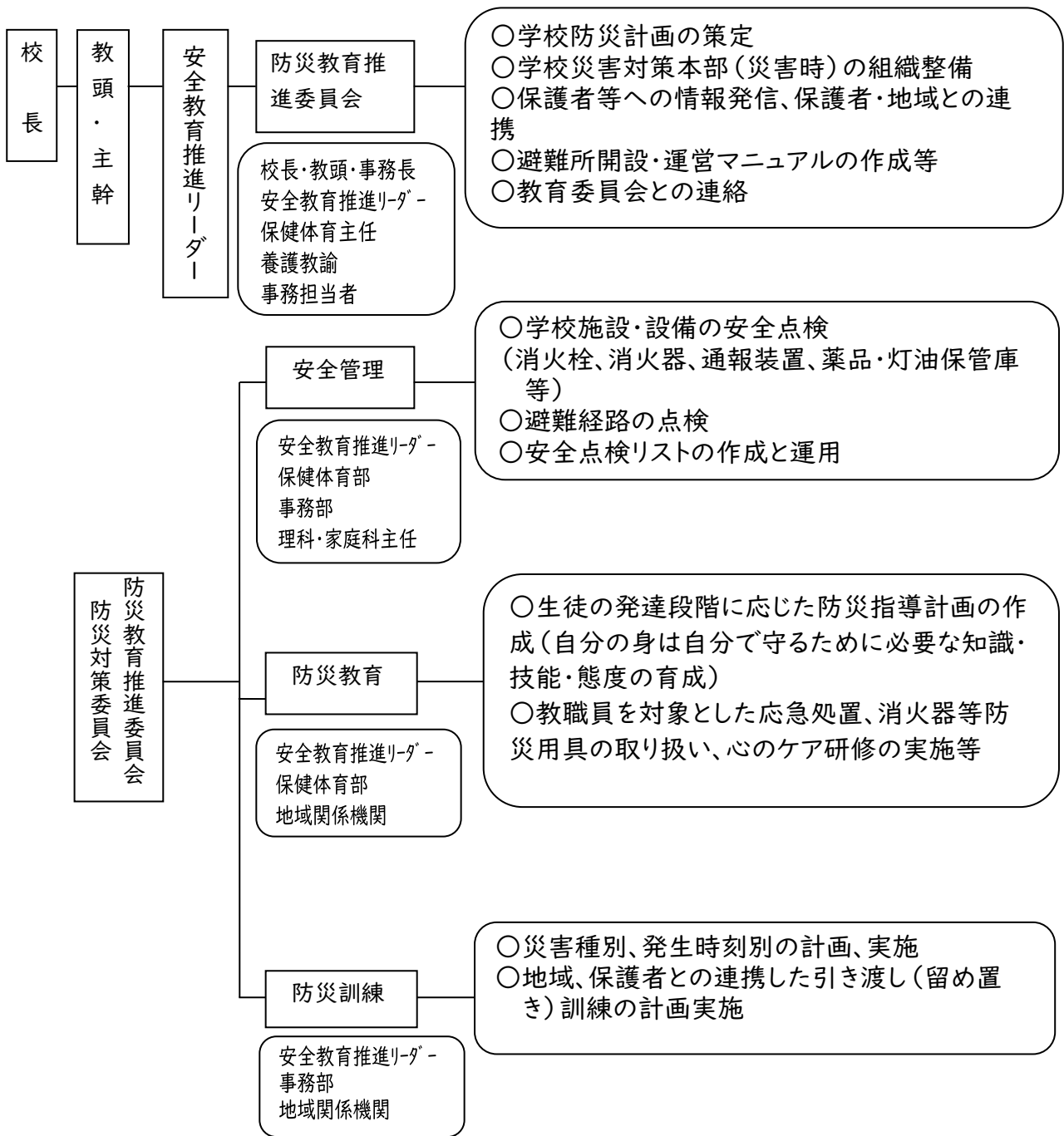
災害種類	参集基準	教職員の対応	
		管理職	その他教職員
地震	5強又は5弱	参集	待機
	6弱以上	参集	参集
風水害	警戒レベル4以上	校長の判断による	

教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況(自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等)について、メールまたは電話により、管理職に連絡する。校長は、全教職員の安否情報をとりまとめると共に、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。

3 防災教育推進委員会組織図

〔 日常的に行う主な業務 〕



4 震災対応例

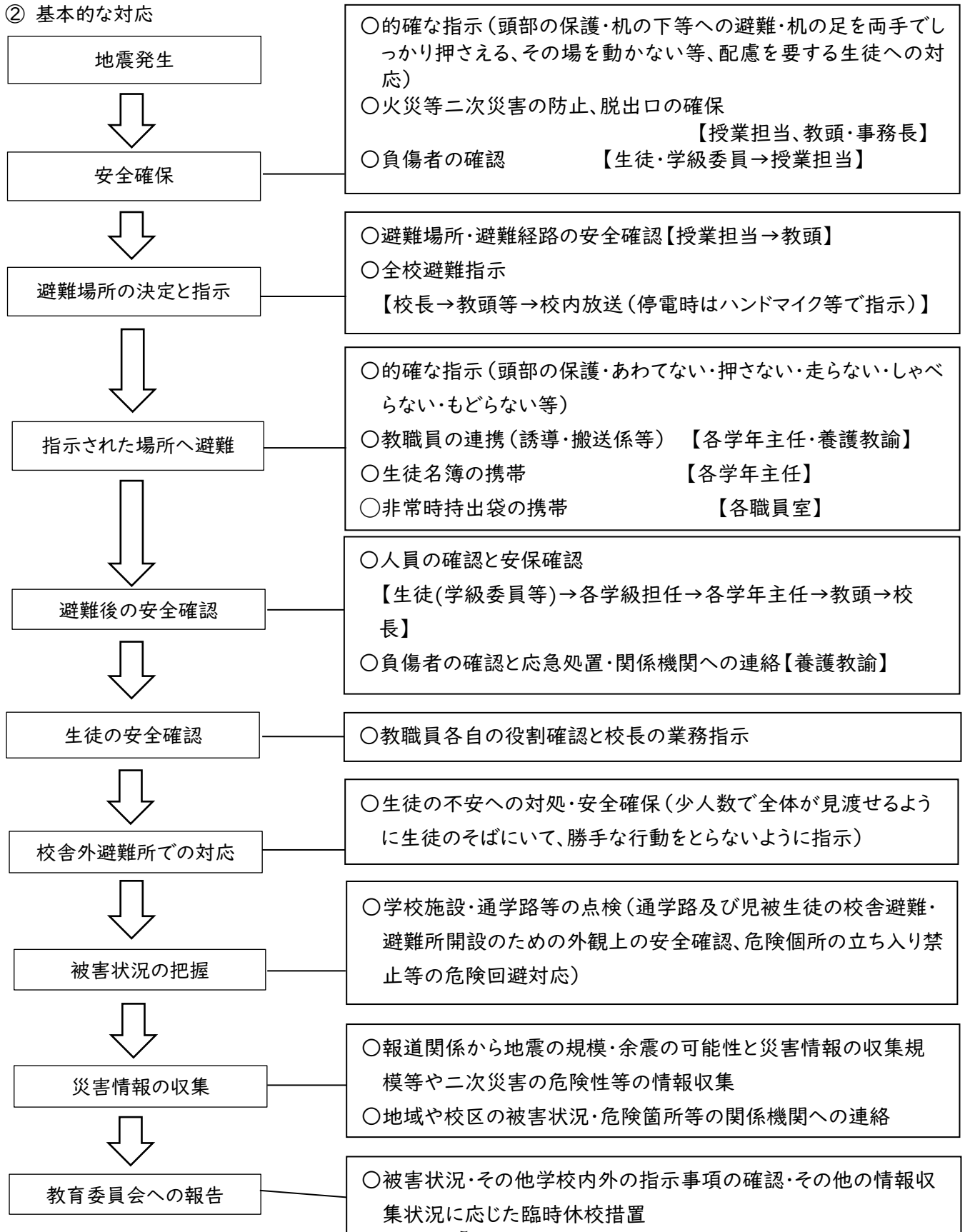
(1) 地震

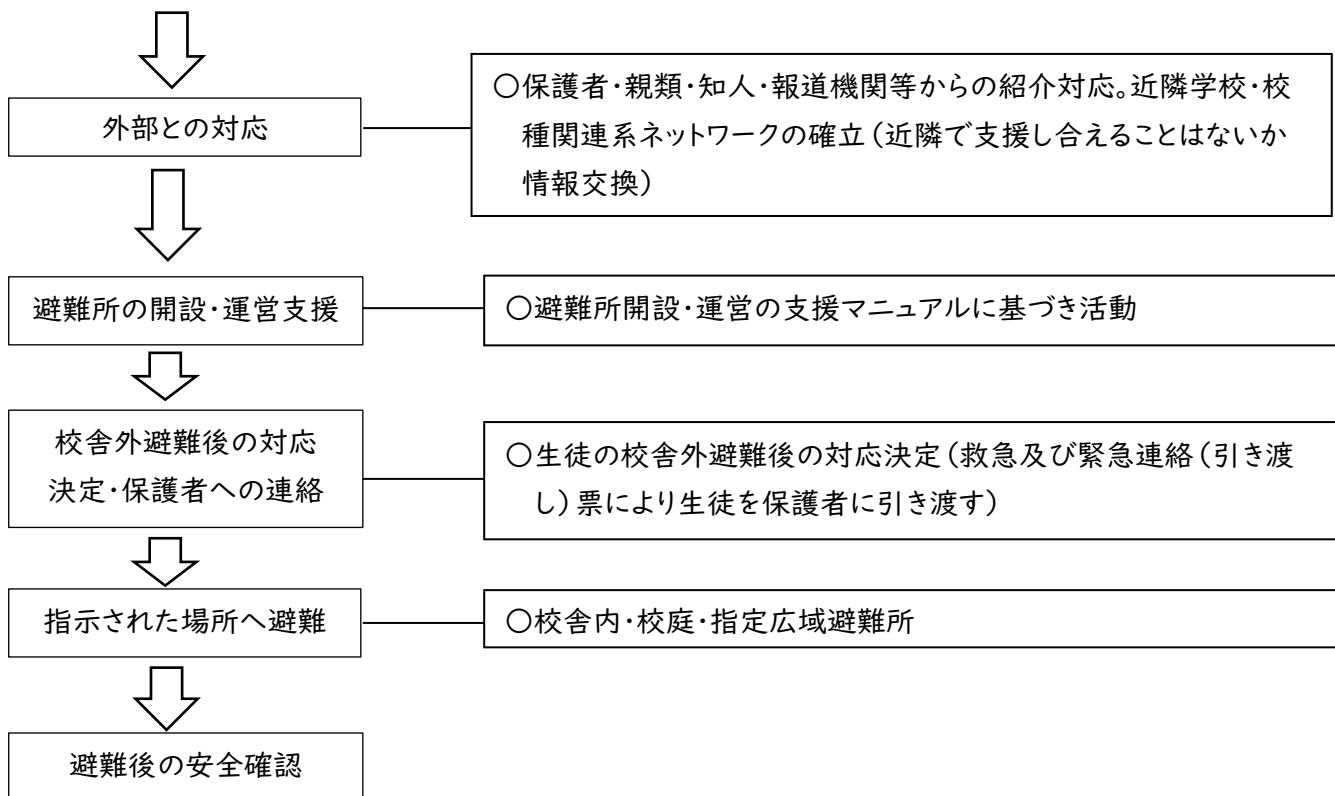
① 地震発生時の職員参集・配備基準

【配置基準】

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 → 全職員が登校し配置につく。
- ・県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合 → 校長、教頭、事務長が登校し配置につく。

② 基本的な対応





③ 被災状況の対応

ア 授業中

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○災害時は、授業担当者が対応する。 ○教師の指示による安全確保の的確な指示（頭部の保護。窓や壁際から離れさせる。「落ちてこない」「倒れてこない」場所へ移動。）	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。
特別教室		○火気使用中であれば消火を指示する。
体育館		○実習中であれば、危険回避を指示する
運動場（グラウンド）		○中央に集合させ、体を低くするよう指示する。（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方が良い場合もある。）
プール		○建物から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する。
	○生徒の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。	○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示する。
	○余震や二次災害（火災や土砂災害等）に備え、生徒を落ち着かせる。	○揺れがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。
		○避難準備（サンダル・靴を履き・衣類やバスタオルで身を守るよう指示する。）

イ 教師と生徒が離れている場合

場所	生徒の行動	教職員の対応
階段・廊下・ トイレ等	○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気を付ける。	○全校指示 (揺れがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。)
階段・廊下・ トイレ等	○揺れがおさまったら、教職員の指示に従い、校舎外避難所に避難する。 ○周囲の安全確認を行う。	○教職員は分散して生徒の安全確保・指示誘導を行う。
運動場・中庭等	○建物・ブロック塀・窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	○校舎外にいる生徒の安全確保・負傷者の応急手当てをする。

④ 地震発生時における具体的な対応例

ア 授業中(普通教室)

予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
○天井・壁等が割れたり、落ちたりする。本棚・ロッカー等が転倒する。蛍光灯・時計等が落下する。 ○生徒が不安や恐怖で泣き叫び、教師の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなかったりする。自分勝手に行動し始め、パニック状態になる。 ○生徒が負傷する。 ○教師自身が負傷し、動けなくなる。	【揺れている時】 ○「机の下に潜れ!」 「机の脚を持って!」 「大丈夫。先生もここにいます。」 ○「外へ飛び出さない!」 ※脱出口を1箇所以上確保する。 【避難する時】 ○「けが人はいませんか。」 ※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。 ○「本などで頭を守れ!」 ○「慌てないで、避難しなさい!」 ※生徒に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。 (隣のクラスと連携して、先頭・最後尾に教師がつくようにする。) ※出席簿・非常持出袋・引き渡し票等の必要な物を携行し、人数を確認する。	【揺れている時】 ○机の下に潜って、机の脚をしっかりと持つ。 ○身を隠すところがない場合は、身近にあるカバン、本等で頭を覆い、できるだけ低い姿勢を取る。 【避難する時】 ○教員の指示に従い、「お」・「は」・「し」・「も」を守る。 ※「お」(おさない) 「は」(はなさない) 「し」(しゃべらない) 「も」(もどらない) ○身近にあるカバン、本等で頭を覆い、上履きのまま、避難所(校庭)へ行く。 ○煙が発生している場合は、ハンカチ等で鼻・口を覆い、避難する。 ○クラスごとに整列する。 (勝手に家に帰らない。) ○担任が不在の場合は、近くの教師の指示に従う。

イ 授業中(理科室・家庭科室)

	予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
理 科 室 ・ 家 庭 科 室	<p>※揺れている時は、教室の例に準じる。</p> <p>○薬品棚が転倒し、薬品が散乱する。</p> <p>○薬品がこぼれる。</p> <p>○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。</p> <p>○ミシン類の落下による負傷やアイロン、熱湯等による火傷をする。</p>	<p>※揺れている時は、教室の例に準じるが、机の下に潜れない場合は、次のように対応する。</p> <p>○「頭を守れ!」</p> <p>○「こぼれた薬品に近づくな!」</p> <p>○「火を消せ!」</p> <p>※消火は、生徒の安全を最優先に指示する。</p> <p>※アルコールランプの場合、近くにある燃えやすい物を取り除き、濡れ雑巾や毛布をそっとかけ、空気を遮断する。</p> <p>ガスバーナーは、元栓を切る。</p> <p>アイロンの電源を切る。</p> <p>○動けない場合は、揺れがおさまってから火を消し、ガスや電気の元栓を必ず閉める。</p> <p>※避難も教室の例と同様とする。</p> <p>※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等に注意させる。</p>	<p>※揺れている時は、教室の例に準じる。</p> <p>○机の下に潜る、又は教科書やノート等で頭を守る。</p> <p>○揺れている時でも動ける場合は、薬品によるケガや火事の危険をなくしてから自分の身を守る。</p> <p>○アルコールランプの場合、近くにある燃えやすい物を取り除き、濡れ雑巾や毛布をそっとかけ、空気を遮断する。</p> <p>ガスバーナーは、元栓を切る。</p> <p>アイロンの電源を切る。</p> <p>○動けない場合は、揺れがおさまってから火を消し、ガスの栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。</p> <p>※避難も教室の例と同様とする。</p> <p>※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等に注意する。</p>
昼 食 時	<p>○昼食時は、人が分散しており、状況把握が困難となり、パニック状態になる。</p>	<p>※教室の例に準じる。</p> <p>○他学年にわたる等、通常より広範囲、多人数になるため、放送やその他の方法で明確に指示する。</p>	<p>※教室の例に準じる。</p> <p>○校内放送やその他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。</p>

ウ 授業中・部活動中(図書館等)

	予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
体育館	<p>○体育館では、破損ガラスが飛散する。</p> <p>○照明器具・天井固定器具類が落下する。</p>	<p>※体育の授業の時は、次の通り対応する。</p> <p>○「窓から離れて真ん中へ行きなさい!」</p> <p>○「しゃがみなさい!」</p> <p>○「頭を手で保護しなさい!」</p> <p>○「外にでるな!」</p> <p>※全校集会等で多くの生徒が集まっている場合は、次の通り対応する。</p> <p>○「その場にしゃがみなさい!」</p> <p>○「頭を手で保護しなさい!」</p> <p>○「外にでるな!」</p> <p>※避難する時は、明確に指示を出し、自分勝手な行動を取らせない。</p>	<p>○「落ちてこない」「倒れてこない」場所に移動し、手で頭を保護して、しゃがむ。</p> <p>○勝手に体育館の外に飛び出さない。</p> <p>○避難する時は、頭を守り、体育館シューズのまま外に出る。</p> <p>○教員の指示に従い、「お」・「は」・「し」・「も」を守る。</p> <p>※「お」(おさない)</p> <p>「は」(はしらない)</p> <p>「し」(しゃべらない)</p> <p>「も」(もどらない)</p>
校庭	<p>○校庭に亀裂が入り、陥没する。</p> <p>○建物の付近では、ガラスが飛散する。</p> <p>○バックネット・サッカーゴール等の倒壊。</p> <p>○時計台、モニュメントが倒れる。</p>	<p>※落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。</p> <p>○「校庭の真ん中へ行きなさい!」</p> <p>○「しゃがみなさい!」</p> <p>○「頭を守りなさい!」</p> <p>○「その場に待機しなさい!」</p>	<p>○教員の指示に従う。</p> <p>○揺れが激しい場合は、這ってでも、転がってでも、建物から離れる。</p> <p>○伏せた状態で頭を手や衣類等で守る。</p> <p>○勝手に校外に出たり、教室に入ったりしない。</p>
プール	<p>○プールの水面が波立ち、所々で亀裂が入る。</p>	<p>○水泳時は、水から上げ、衣類を持たせ、履き物を履かせ、避難させる。</p>	<p>○揺れがおさまり次第、避難場所へ移動する。</p>

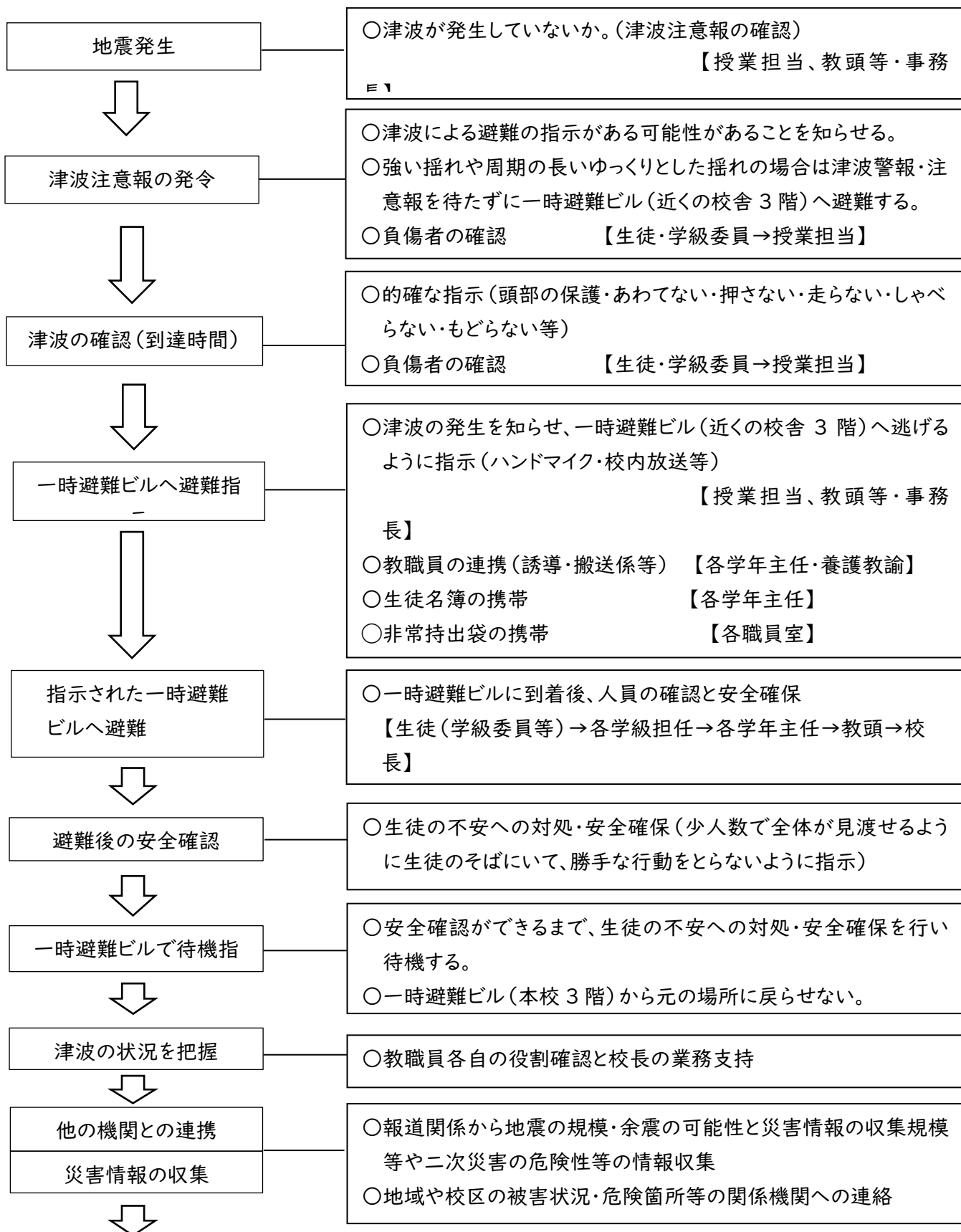
(2) 津波・風水害

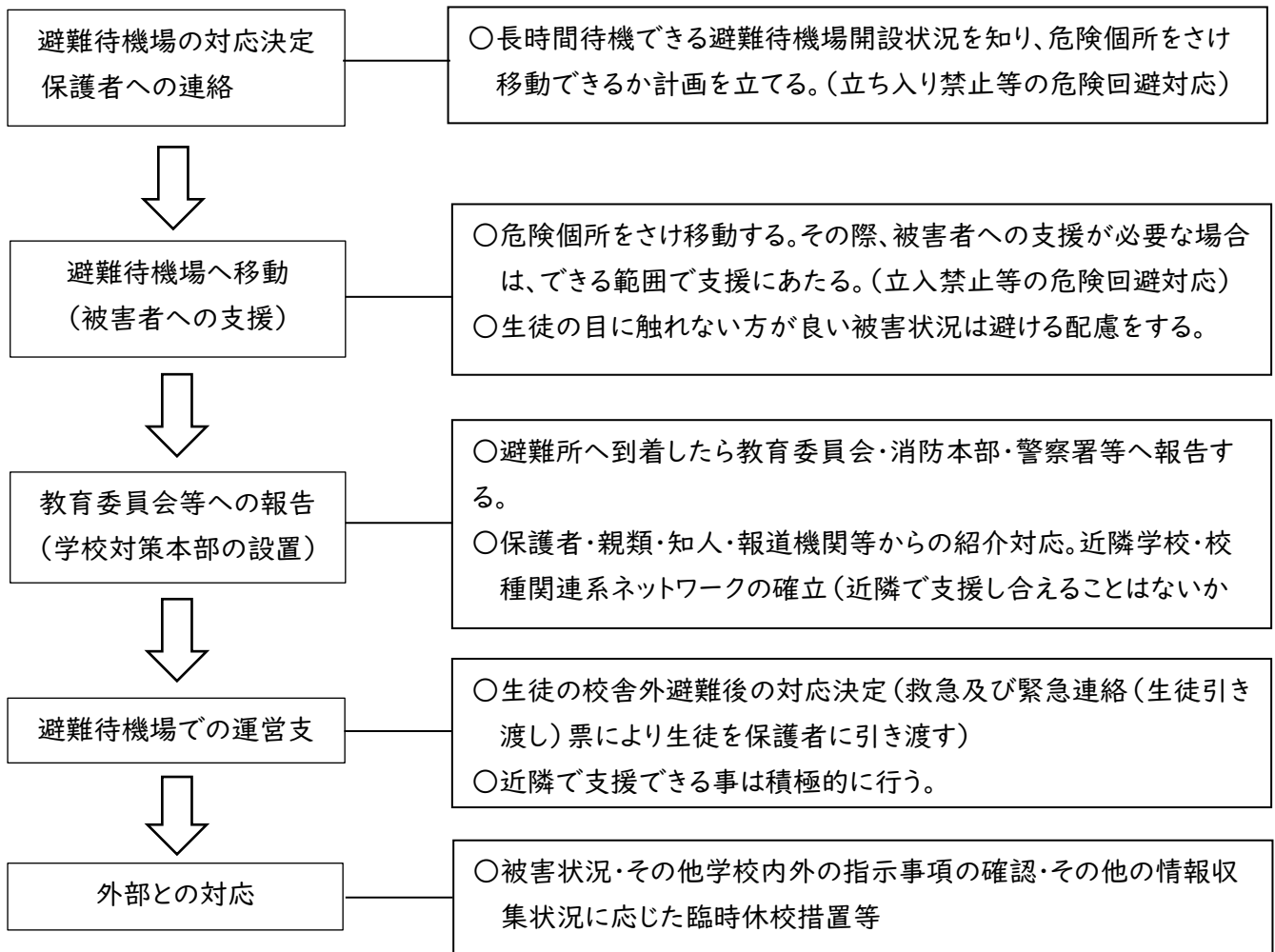
① 津波警報発令時の職員参集・配備基準

【配置基準】

・ 津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報が発令された場合 → 校長の判断による。

② 基本的な対応





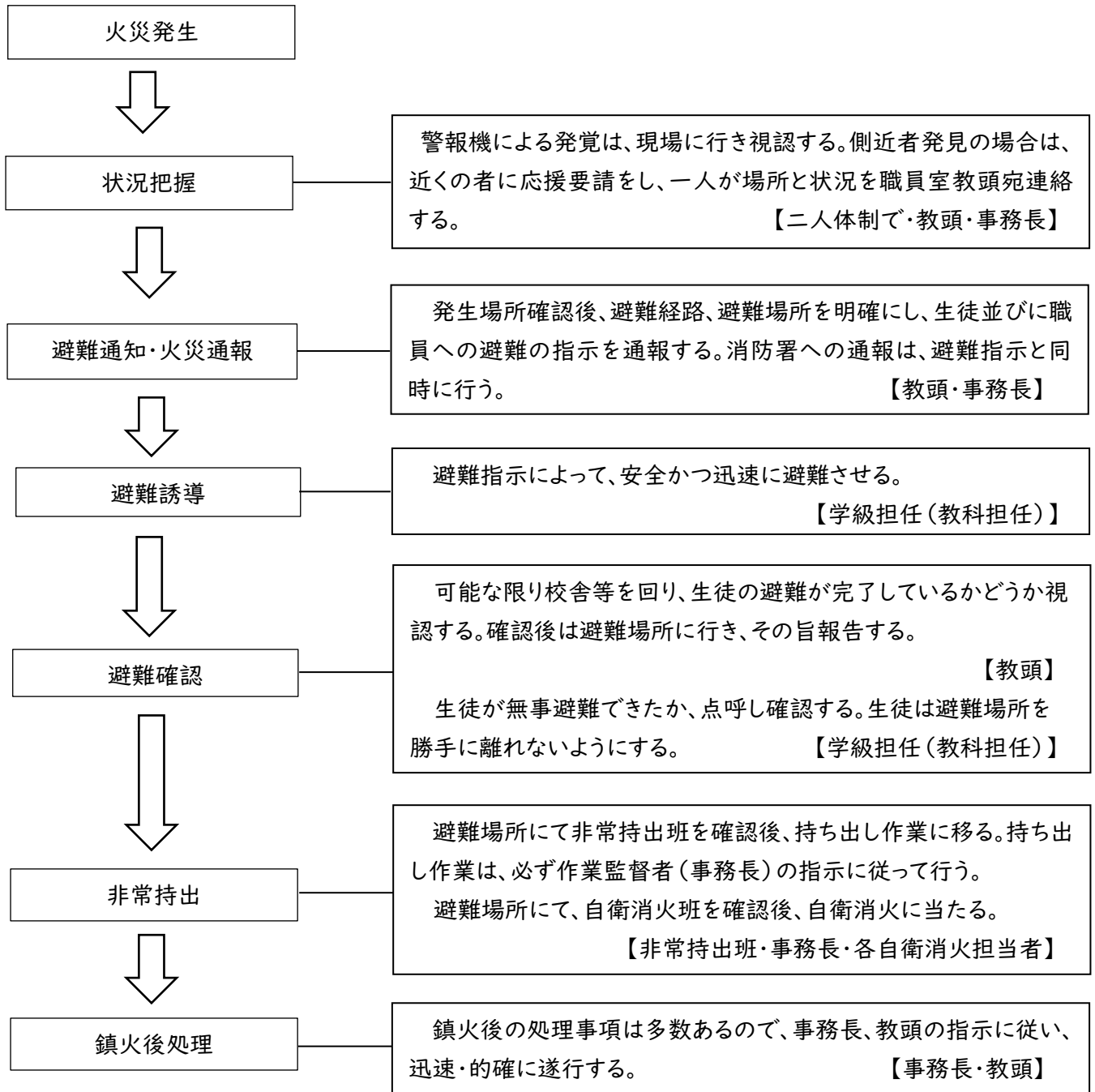
③ 大雨時の職員参集・配備基準

【配置基準】

- ・ 大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合 → 校長の判断による。

(3) 火 災

以下は初期消火できない場合であり、それが可能なときは当然その処置を行う。しかし、それと並行して、必ず下記の対応も行うようにするため、火災発生と同時に最低でも二人体制を組み、一人は初期消火、一人が連絡に当たるようにする。



※ 非常持出品

帳簿名	場所	確認	帳簿名	場所	確認
生徒指導要録	教務		保健日誌	保健室	
学校沿革史	事務室		健康診断票	保健室	
卒業証書授与台帳	事務室		給与関係書類	事務室	
学校日誌	教頭		職員履歴書	事務室	
休暇処理簿(ミライム)	教頭				
職員出勤簿(ミライム)	教頭				



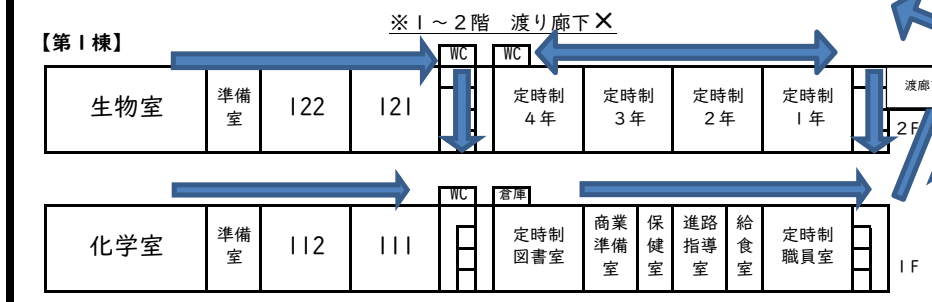
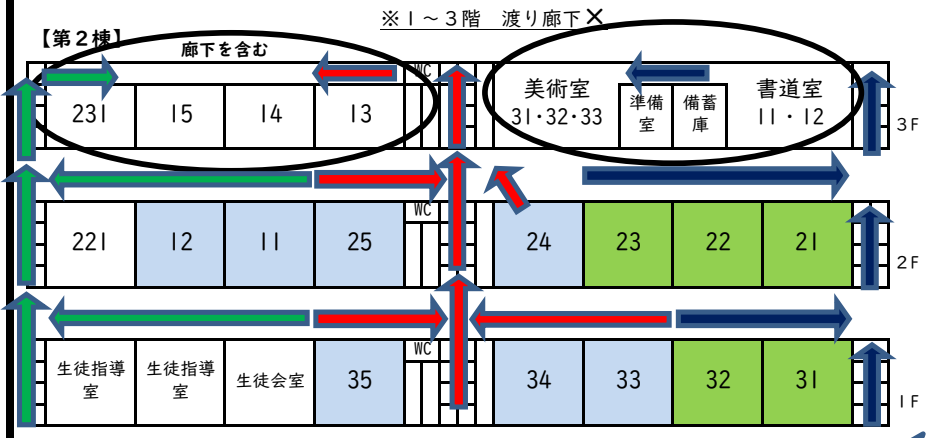
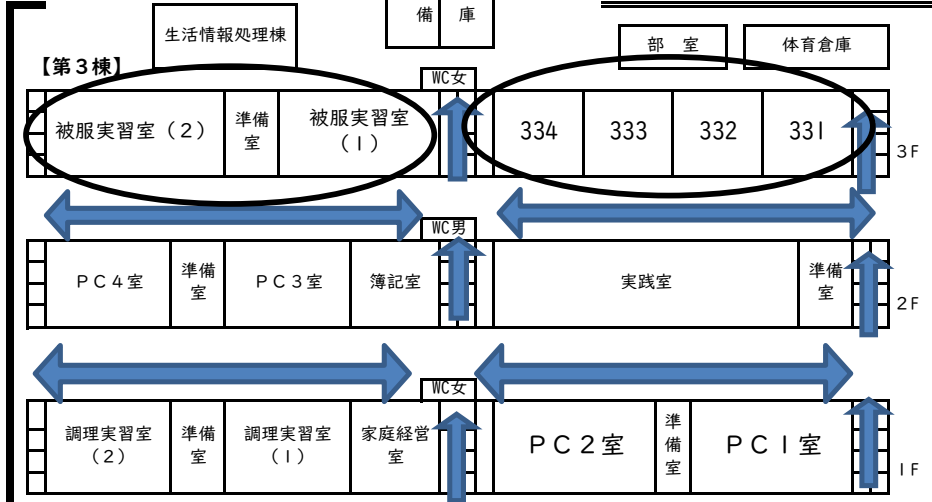
(4) 【津波避難経路図】

クラス掲示用： 避難時は机横の**体育館シューズ**をはいて避難してください。

災害時の状況に応じて避難経路を確認しましょう

津波避難場所(3階)

西門

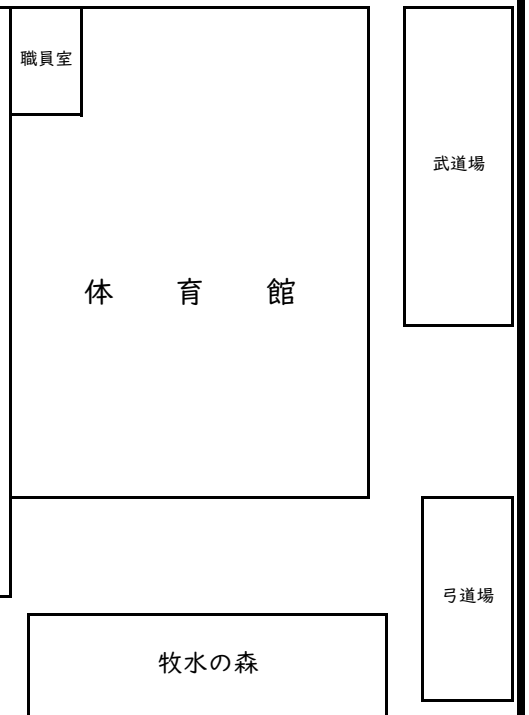
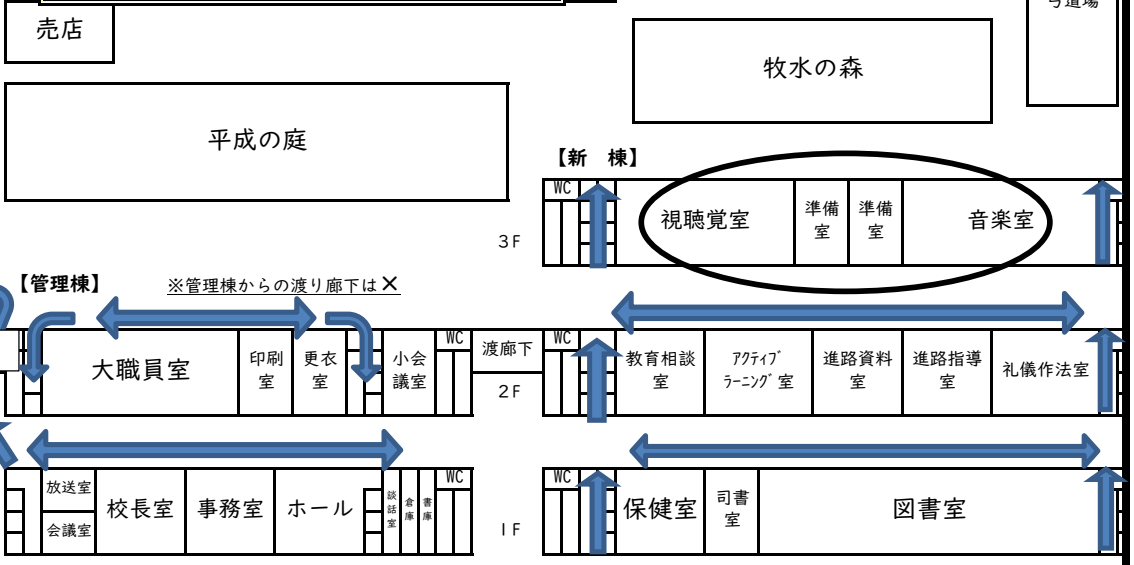


災害時（津波）の避難場所

↓

近くの新棟・第2・第3棟の3階へ避難

注 1:	揺れが1分以上続いた場合、揺れが収まった後、すぐに近くの3階へ避難。
注 2:	○ 34・35・13・14・15HRは中央階段 ○ 21・22HRは西側階段 ○ 31・32・33・11・12HRは東側階段
注 3:	避難3原則を忘れない。 1 想定にとらわれるな 2 最善を尽くせ 3 率先避難者たれ
注 4:	○ 渡り廊下は通らない。(倒壊の恐れ有) ○ 地震火災の場合はグラウンドへ避難 ○ 備蓄物は美術室・書道室の間



南門

正門

東門

【火災避難経路について】

⇨ …グラウンドへ逃げる経路

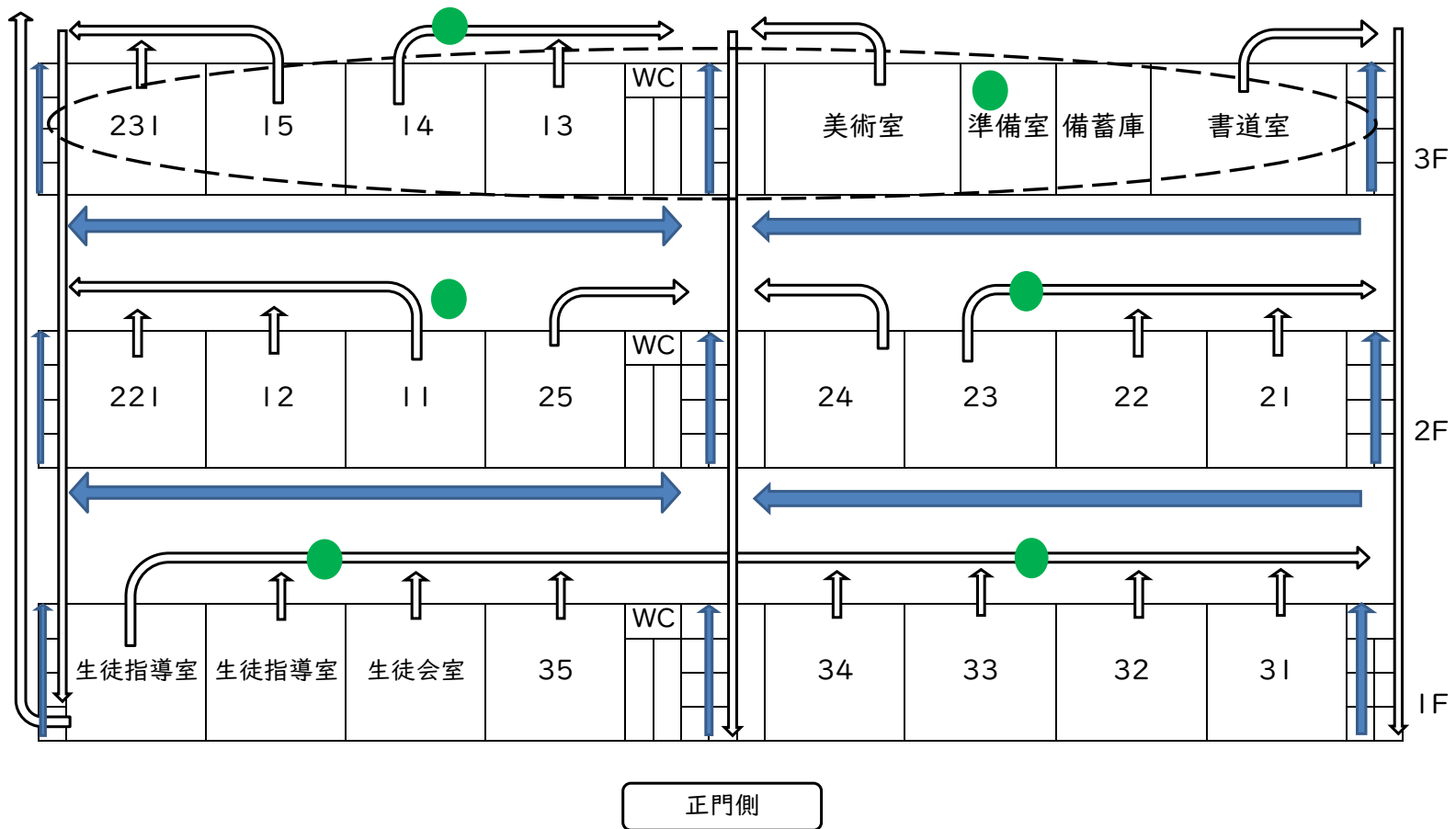
➡ …津波時に逃げる経路

○ …避難場所

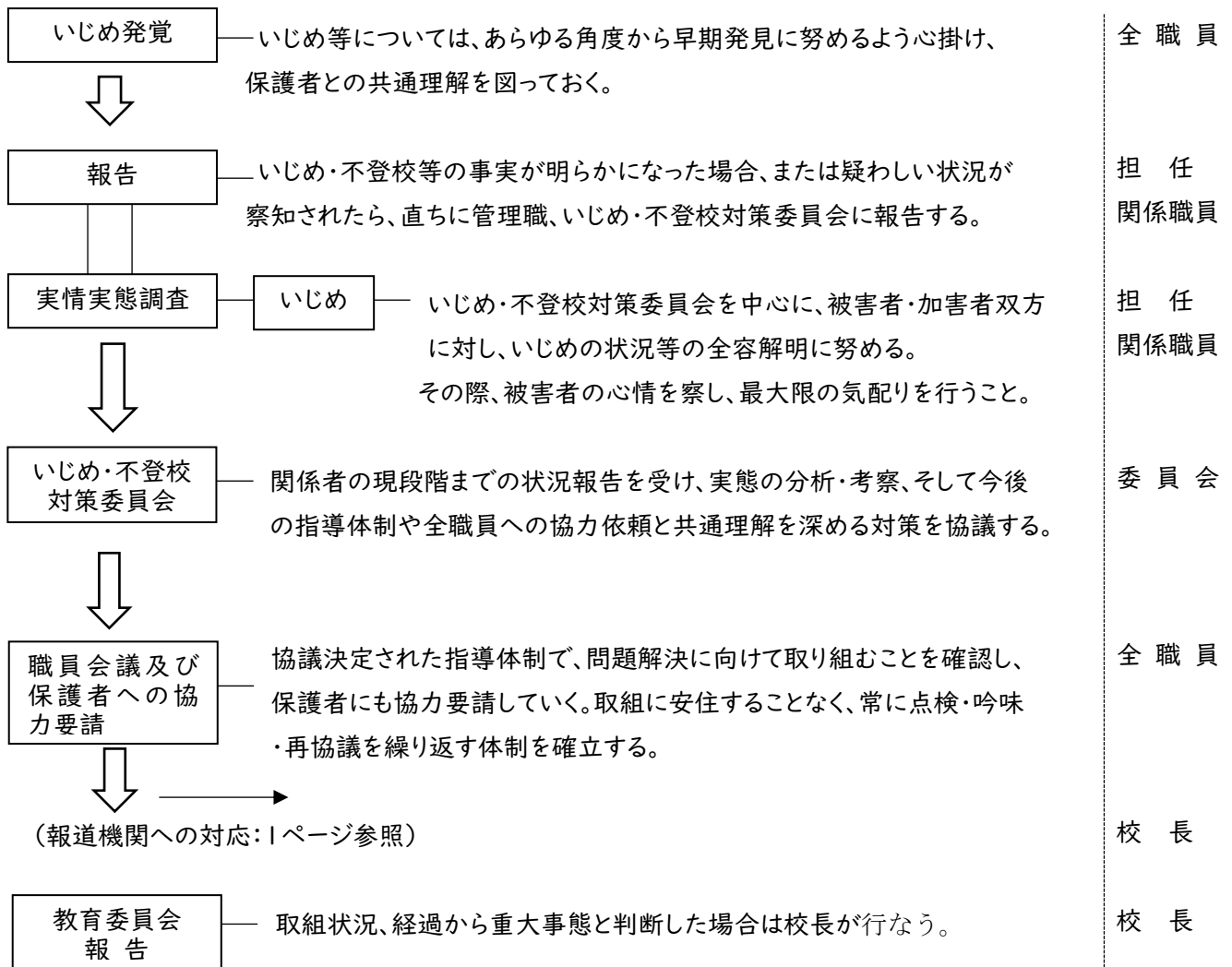
● 消火器及び消火栓

【第2棟】

グラウンド側



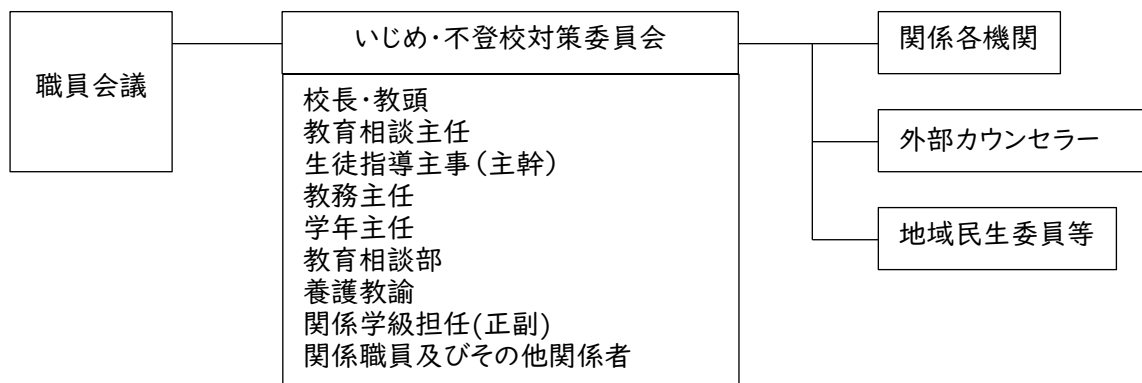
5 いじめが発生した場合



いじめ・不登校対策委員会

役割 いじめ問題を考える中核として、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置について協議、検討し、その解決に努める。

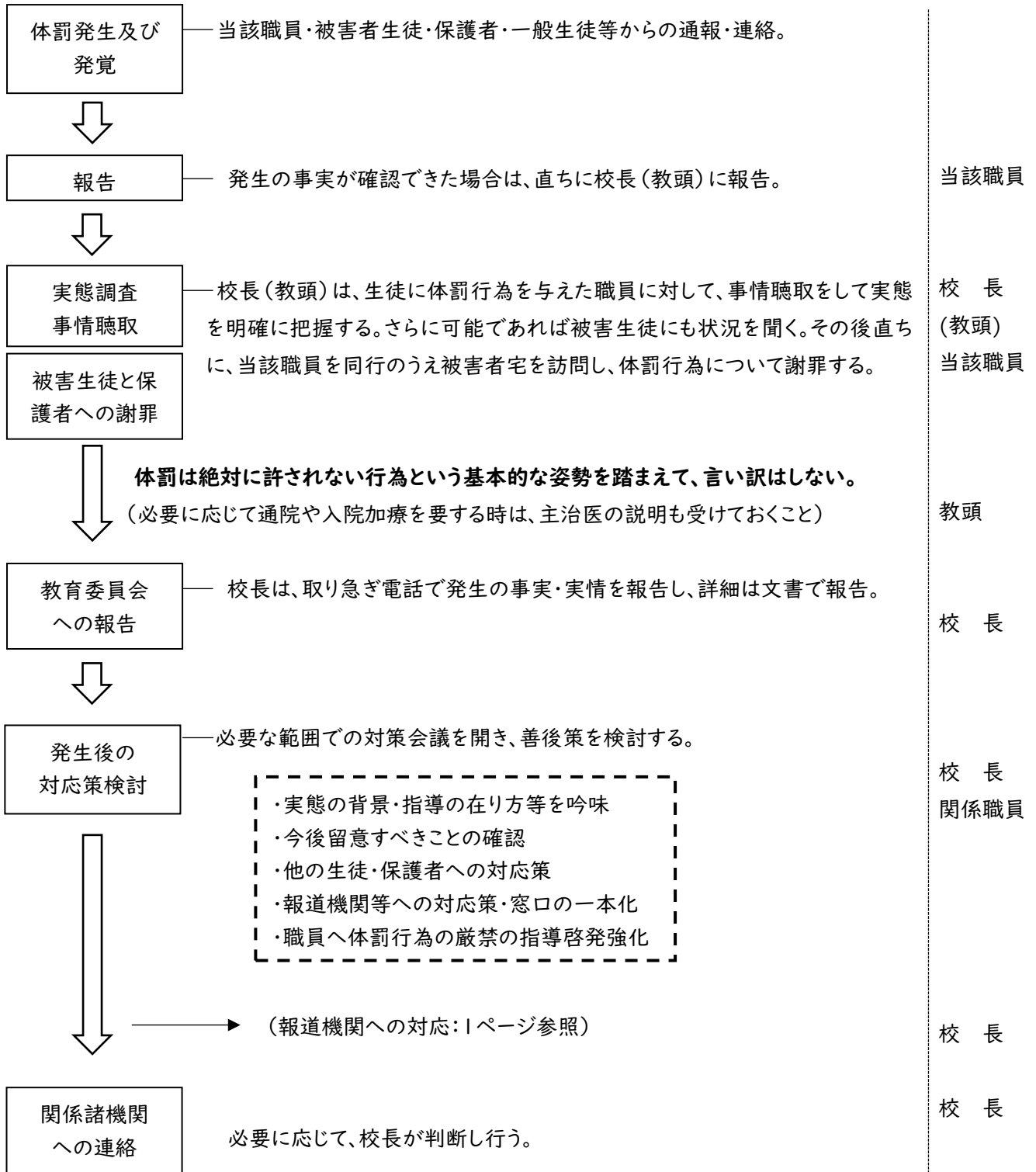
組織



いじめ対応記録簿

発覚日時			連絡通報者		
発覚の経緯					
被害者	年 組 年齢()氏名 (男・女)		出身中		
加害者	年 組 年齢()氏名 (男・女)		出身中		
	年 組 年齢()氏名 (男・女)		出身中		
	年 組 年齢()氏名 (男・女)		出身中		
いじめの状況	被害者事情聴取		加害者事情聴取		
実態の分析及び考察					
今後の指導の留意点(対応策)					
保護者との連絡状況					

6 体罰が発生した場合



当該職員

校長
（教頭）
当該職員

教頭

校長

校長
関係職員

校長

校長

体罰行為対応記録簿

当事者	職名	氏 名			性別	年齢	教科	校内役職・分掌
被害者	年	組	年齢	氏名	保護者名			
					電話 - -			
発生日時		年 月 日 曜日 時 分 天候						
発生場所								
	行為の手段		行為の箇所		行為回数	傷病名	全治期間	
体罰の実態								
体罰発生の状況（行為以前の関係事項・行為に及んだ理由・心理状態・生徒の状況等を含めて）								
対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・今後留意すべき指導の在り方 ・他生徒・保護者への対応策 ・報道機関等への対応策 ・その他 							解決 ・ 結果

7 人権・同和教育に関する問題が発生した場合

人権・同和教育に関する問題は、単なる対処療法に終わってはならない。

学校が主体的に解決するために、内容、原因、背景などを的確に把握し、検討するなかで、これまでの人権・同和教育を見直し、更に深化・充実させるための取り組みが大切である。

(1) 現場での指導と速やかな報告

- ① 賤称語発言で明白な問題点がある場合は、その場で使用を注意したうえで、管理職に報告。
- ② 落書きの場合は、人目に触れないように現場保存し、管理職に報告。
- ③ 差別事象である場合、管理職は県教育委員会へ速やかに報告。

(2) 事実の確認

- ① 生徒の人権に配慮しながら細心の注意を払って、慎重に進める。
- ② 必ず、同和教育担当者など複数の者が立ち会って確認する。

ア 日時・場所 ()

イ 発言・落書きの内容 ()

ウ 前後の発言 ()

エ どういう意図での発言・落書きか ()

オ いつ頃どのようにして知ったか ()

カ どの程度の認識があるか ()

キ その場の状況 ()

ク 周囲の反応 ()

* 落書きの場合は、写真を撮るなどの記録をする。

(3) 事象の分析などの対応

- ① 事実関係、その後の対応の経過、問題点、課題等をまとめる。
その際何が問題か、何が部落差別や人権問題に結びつくかの確認が重要。
- ② 事象の原因や背景をはっきりさせる。今後の取り組みを確かなものにするのが重要。

(4) 研修

- ① これまでの人権・同和教育の問題点を整理し、今後の課題を探る。
- ② 問題を解決するための研修ではなく、今後の人権・同和教育を推進するための重要な機会とする。
- ③ 県教育委員会等関係機関と連絡を取りつつ、学校の実情に即した研修を企画する。

8 食中毒が発生した場合

(1) 学校における措置

- ① 全校生徒・全職員の健康状態を的確に把握する。
 - ア 発症者に対してその症状を調査し、校内の全容を把握する。
 - イ 学級の名票等により、その日の発症者・症状・欠席・早退などの必要事項に関する情報を収集する。
- ② 症状に応じて医療機関・保護者・保健所などへの適切な処置をする。
- ③ 学校医・学校薬剤師・県教育委員会スポーツ振興課等へ速やかに報告する。
(発症の様子、患者の容態、患者数、早退数、欠席数など)
- ④ 早退をする生徒に対して、帰宅途中及び帰宅後の過ごし方を理解させるとともに、保護者への連絡を確実にする。帰宅後も保護者への連絡が取れるよう手立てをしておく。
- ⑤ 関係機関からの連絡を受けたあとの措置方法について、全職員で共通理解を図り、適切な措置をとる。
- ⑥ 学校の態度が決定したら、全保護者に連絡し、協力を求める。
- ⑦ 臨時休校にする場合は、患者に対して回復を早めるための留意事項について理解させること。また、発症していない生徒に対しても生活の仕方について適切な指導をする。
- ⑧ 事態が終息するまでは、常に経過を把握し、県教育委員会及び関係機関等との連絡を密にする。

(2) 緊急事態発生時の学校における対応の仕方

- ① 生徒の安全確保を第一にすること。
- ② 措置するために必要となる情報収集を速やかに、確実に行うこと。
- ③ 緊急時の必要事項を一覧表にまとめておく等、常時準備しておくこと。
- ④ 全職員が緊密な連携をとって、行動できるようにしておくこと。
- ⑤ 日常の生徒指導を通して、緊急事態発生時の行動の仕方を身につけさせておくこと。

(3) 外部機関への対応

報道機関等への対応窓口については、校長の指示を受けて一本化する。

☆ 学校内での事故備忘録

- ① 救急車(119番)・・・学年組、氏名、性別、傷病の概略、校内への進入経路と場所
- ② 病院……………学年組、氏名、性別、傷病の概略、すぐ診てもらえるか

外	科	→	千代田病院(52-7111)
外	科	→	和田病院(52-0011)
内	科	→	なでしこ内科(57-3860)
眼	科	→	稲原眼科医院(52-2209)
耳鼻咽喉科		→	たけなか医院(66-6000)
歯	科	→	長友歯科クリニック(52-3537)

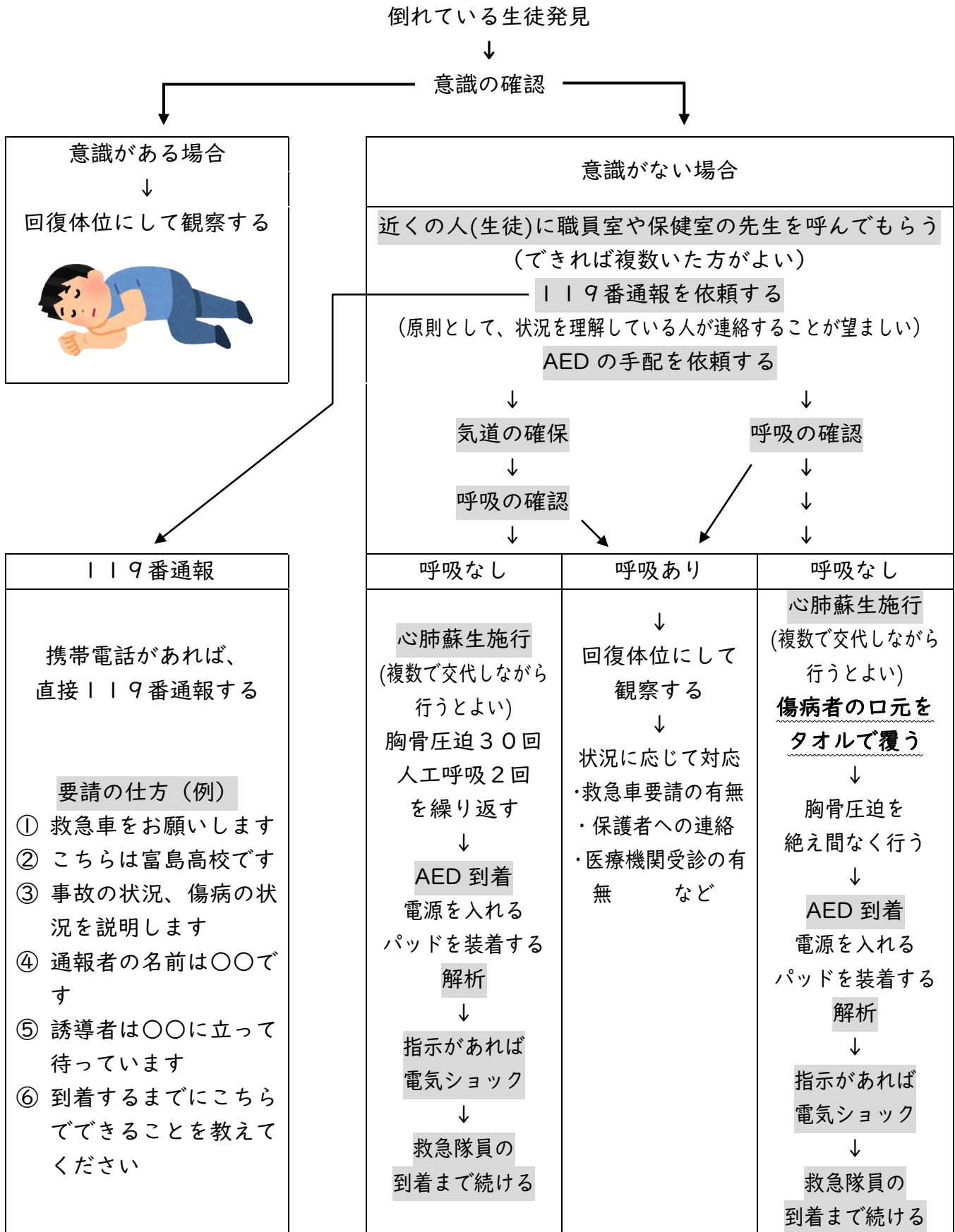
- ③ 薬剤師等…………

学校薬剤師	→	板東薬局(54-0007)
-------	---	---------------

- ④ 関係機関…………

日向保健所	(52-5101)
スポーツ振興課	(0985-26-7248)
高校教育課	(0985-26-7237)
財務福利課	(0985-26-7235)

9 学校で生徒が倒れたときの対応



その他の職員の対応

- ・周りの生徒を落ち着かせ、遠ざける
- ・救急車の誘導
- ・目撃していた生徒を呼んで状況を聞く
- ・学級担任に連絡 → 保護者への連絡
(※担任が不在の場合は副担任が対応する)

管理職

校長

- ・状況を見て指示する
- ・関係機関との連絡調整

教頭

- ・校長先生へ連絡する
- ・救急車要請の場合、事務室に指示する
- ・状況及び処置の記録収集

※校長・教頭が不在の場合は、
主幹教諭の指示を仰ぐ

保護者に連絡する際の注意

- ・事故の状況説明をするときには、自己判断で事故の状況を言わない。
- ・子どもの様子を、事実に基づいて話す。
(事故発生の状況・症状・学校がこれまでとった対応など)

※医療機関受診の必要がある場合

- ・希望の医療機関を聞く。
- ・救急車要請の場合は、搬送先が決まり次第、連絡する事を伝える。
- ・マイナ保険証または資格確認書を持参するよう連絡する。

養護教諭

- ・現場に行く
- ・状況を把握する
- ・救急処置にあたる

養護教諭不在時

担 架・・・新棟・管理棟【保健室入口】

1 棟【定時制保健室】

2 棟【各階中央階段(計3箇所)】

3 棟【中央階段2～3F踊り場】

体育館【体育館後方校舎側入口付近】

保健室内入口・体育職員室

AED・・・事務室前・体育館入口・生指部前

※救急持ち出しバッグの中身

- ・手袋 ・タオル大 ・タオル小 ・ビニール袋
- ・記録用紙(チェックリスト)、ペン

10-1 不審者侵入防止（不審者侵入防止のための3段階）

学校への不審者侵入を防止するための3段階の観点

① 校門

方策・校門の施錠、利用箇所・利用時間指定（時間帯別・利用者別に利用箇所を限定する） フェンス等の設置等

② 校門から校舎入口まで（一番盲点となりがち）

方策・通行場所の指定、死角の排除等

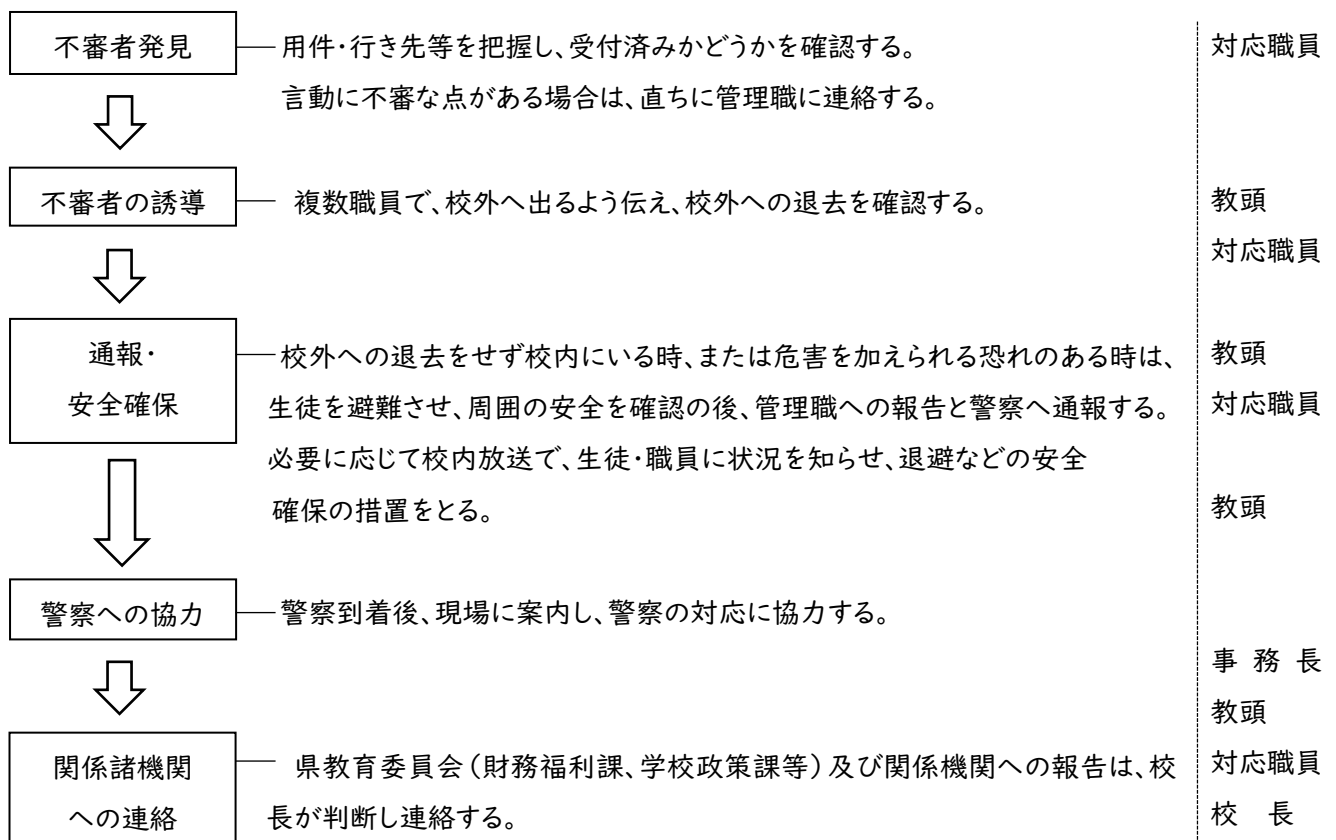
③ 校舎への入口

方策・入口の指定・施錠、受付管理 等

来訪者・保護者について、

- ・受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行う。
- ・名簿や受付票への記載など入退管理の手順・方法や名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定める。
- ・教職員は校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けする共通認識を持つ。
- ・教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回
- ・警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用（警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担を明確にする。

10-2 不審者の侵入への対応



※但し、刃物所持等の場合は、直ちに110番通報と避難誘導をする。

全職員

11 感染症発生時の対応

学校において予防すべき感染症について

人から人へ広がる恐れのある感染症は、学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」として第一種から第三種まで分類され、種類に従い出席停止期間の基準が定められています（学校保健安全法施行規則第19条）。

各自が身体の状態に気をつけ、感染症を疑う症状がみられた時は早めに対応するようお願いします。

学校において予防すべき感染症

第一種

出席停止期間：治癒するまで

エボラ出血熱／クリミア・コンゴ熱／痘瘡／南米出血熱／ペスト／マールブルグ病／ラッサ熱／急性灰白髄炎／ジフテリア／重症急性呼吸器症候群／中東呼吸器症候群／鳥インフルエンザ

第二種

感染症の種類	出席停止期間	主な症状
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで	悪寒・頭痛・高熱・関節痛・筋肉痛
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	2週間以上続くせき・特有のせき発作（ヒューと音をたて吸い込む）
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	かぜ症状・結膜充血・口の中に白い斑点・赤く小さな発疹
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	耳下腺の腫れ・発熱・食欲不振・頭痛
風しん	発疹が消失するまで	赤く細かい発疹（顔、体幹）・発熱・リンパ節のはれ
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで	赤い発疹・発熱・水疱・水疱がかさぶたとなる
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	発熱・咽頭痛・結膜炎
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	2週間以上続くせき・たん・微熱・倦怠感
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	頭痛・高熱・けいれん・意識障害・吐き気など
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで	発熱・咳・鼻水・咽頭痛・喉の違和感・倦怠感、だるさ等

※第二種はいずれも飛沫感染（せき、くしゃみによる感染）を認めるため、感染が広がらないよう特に注意が必要です。

第三種

出席停止期間：医師が感染のおそれがないと認めるまで

コレラ／細菌性赤痢／腸管出血性大腸菌感染症／腸チフス／パラチフス／流行性角結膜炎／急性出血性結膜炎

その他の伝染病（第三種として扱う場合もある）

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）／サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症／マイコプラズマ感染症／インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症／溶連菌感染症／伝染性紅斑／急性細気管支炎（RS ウィルス感染症等）／EB ウィルス感染症／単純ヘルペス感染症／帯状疱疹／手足口病／

ヘルパンギーナ／A型肝炎／B型肝炎等

(1) 感染症発生時の初期対応について

1名の感染症の発生



関係機関及び関係者への連絡

所管の保健所 宮崎県日向保健所 日向市北町2-16

TEL 0982-52-5101 Fax 0982-52-5104

スポーツ振興課

宮崎市橘通東1丁目9番10号

TEL 0985-26-7248 Fax 0982-26-7339

学校医(なでしこ内科)

日向市鶴町1番地 コルセ・カレ日向 104

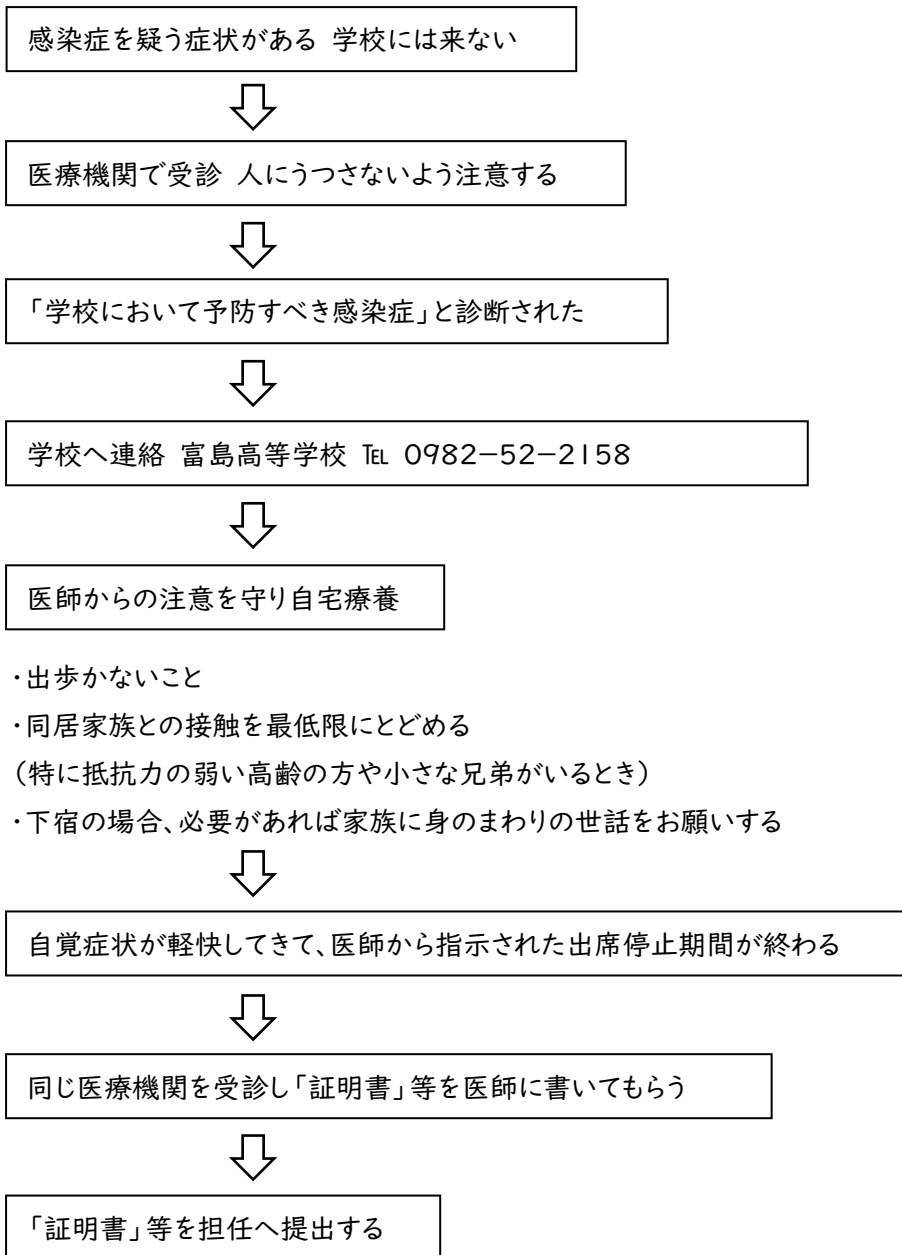
TEL 0982-57-3860

【感染拡大防止の策定・決定・実施】

- 情報収集
- 生徒及び保護者への情報提供
- 生徒の出席停止及び学校の閉鎖措置の決定など

※感染症に応じて、保健所・学校・教育委員会・学校医で協議し対策を立てる。

(2) 感染症が疑われるときの対応(生徒・職員)



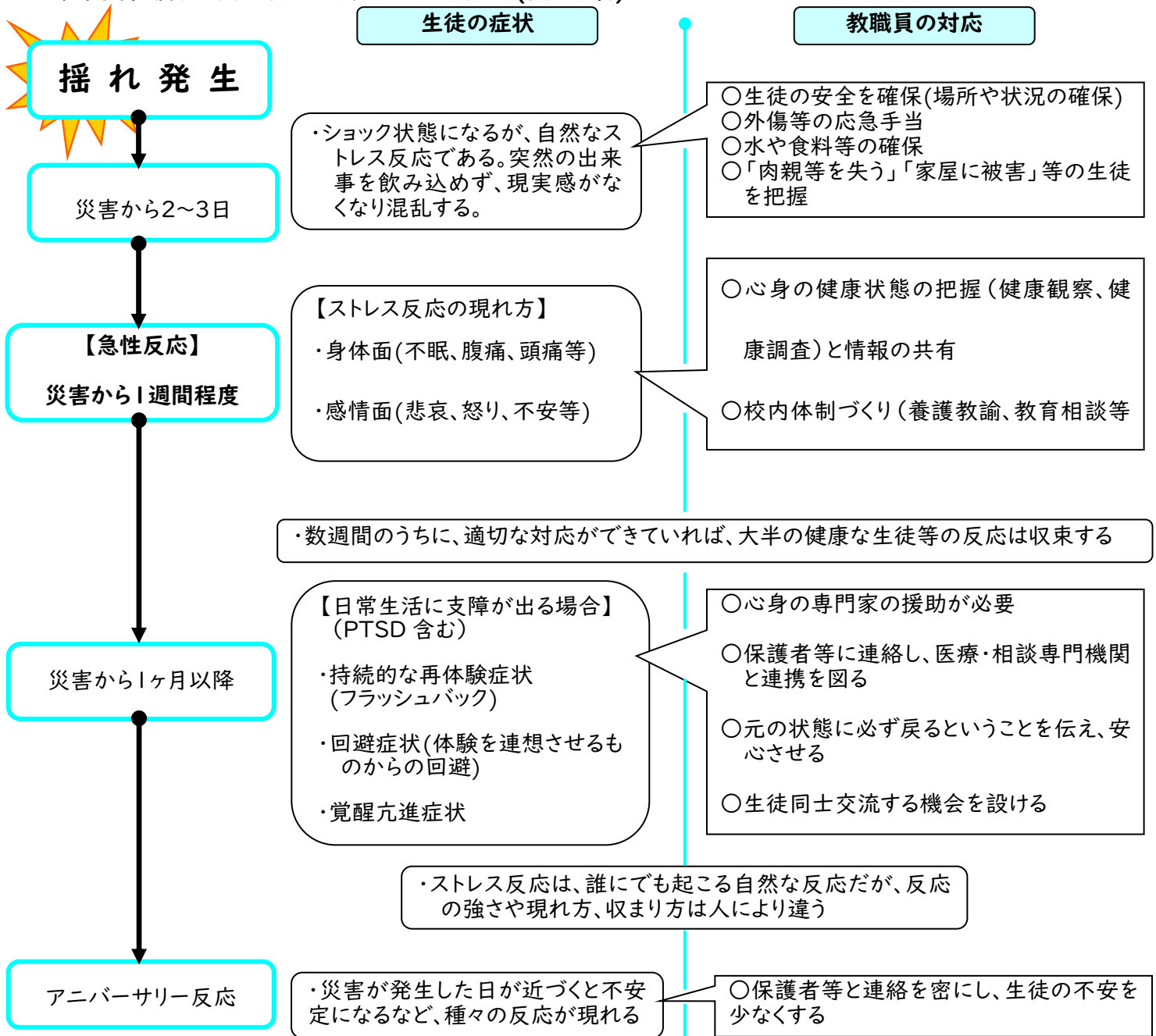
※「証明書」は、事務室と保健室に準備しています。

12 重大な学校事故、災害が発生した場合の生徒の心のケアについて

大きな災害が起きたとき、事件や事故に遭遇したとき、家や身近な人を失ったり、それらの出来事を見聞きしたりすると、人びとは、強い衝撃を受け、驚き、恐れ、不安に陥ります。その状況では、人びとの体を与える負担はさらに大きく、心にも大きな影響があり、さまざまなストレス反応が現れます。誰にでも起こりうる自然な反応で、時間の経過とともに収束していきます。場合によっては、ストレス症状が長引き、生活に支障をきたすこともあり、日頃から生徒の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要です。

災害や事故発生時における生徒等のストレス症状について理解を深め、心身のサインを見逃さないように健康観察等を行います。また、災害や事故発生時においては、日頃から抱えている心身の健康問題が表面化しやすいので、留意します。

(1) 災害後、生徒に現れる反応とその対応 (例:地震)



(2) ストレス反応とは

災害や事故に遭遇したり、それらを見聞きしたりすると、私たちはストレス反応を示します。これらのストレス反応は、特別な反応ではなく、危機事態での当たり前の反応で、大半は時間の経過とともに回復していきます。

- ・怖い、不安、眠れなくなる
- ・腹痛、頭痛
- ・集中できない、気が散る
- ・悲しくなる
- ・甘える、人のそばにいたがる
- ・以前は一人でできていたものができなくなる 等

(3) ストレス反応への対処法

【自分自身で行える方法】

- ・相談する(身近な信頼できる人と話をする)
- ・リラクゼーションの方法を身に付ける
- ・気分転換を図る
- ・考え方や見方を変える

【教職員の対象生徒への対応方法】

- ・なるべくいつも通りに関わる
- ・優しく見守る
- ・このようなストレス反応は特別なことではないことを伝える
- ・必ず回復することを伝える
- ・養護教諭、教育相談等と連携を図る

※「元気出せ」「頑張れ」「くよくよするな」という言葉よりは「一人じゃないよ」「必ず良くなるよ」「ゆっくりでいいよ」等の言葉かけが効果的です。

(4) PTSD (心的外傷後ストレス障害)とは

その後もストレス反応が長引き、1ヶ月後も同じような状態が続き、日常生活に支障が生じる場合、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失感などの症状を示します。

- ・災害の光景が忘れられない
- ・何事に対しても無関心でしようとする
- ・過度の生理的な緊張の持続が見られる
- ・頭痛、腹痛、食欲不振等の症状が続く
- ・不眠が続く
- ・災害を思い出す場所や映像を避けるようになる

(5) PTSD への対処法

- ・被災後は、長期にわたる生徒の健康観察を丁寧に行う
- ・症状を確認した場合は、保護者等と連携をとり、医療・相談専門機関と連携を図る

13 各種報告様式

(1) 第1報 事故報告ファックス様式

発信者(宮崎県立富島高等学校 ○○ ○○ ○○)

学校名	宮崎県立富島高等学校 校長名 西國原 総代
事故者	学科名 科 () 学年 氏名 ふりがな 性別 ()
発生日時	令和 年 月 日 曜日 時 分頃 天候
事故の種類	ア 学校管理下 イ 交通事故 ウ 声かけ事案 エ その他()
事故発生場所	
事故発生の状況	
被害・損害の程度 (児童生徒・相手側)	
警察への通報等	有・無
近隣学校への連絡等	有・無

高校教育課
【FAX:0985-26-0721】

(2) 生徒事故報告書

様式第 13 号(第 49 条関係)

6031-

令和 年 月 日

生徒事故報告書

宮崎県教育委員会教育長 殿

宮崎県立富島高等学校

校長 西國原 総代

次のとおり報告します。

生徒	氏名 年齢(性別) 歳() 課程 学科 学年
保護者	住所 氏名 本人との続柄
事故の概要	
今後の処置	
その他参考事項	

(3) セクハラ、パワハラ苦情相談記録票

学校名：宮崎県立富島高等学校

セクシュアル・ハラスメント相談員が受けた相談内容等

1 相談日

令和 年 月 日

2 当事者について

・教職員間 ・教職員と保護者 ・その他()

3 相談者について

・被害者 ・加害者と指摘された者 ・第三者
・相談を受けた者 ・その他()

4 相談内容について

--

5 記入上の留意点

(1) 2、3については、該当する項目に○を記入する。

「その他」の場合は、()に内容を記入する。

(2) 4については、プライバシー保護の観点から被害者、加害者の人名など、表現上留意して記入する。

記入要領

救急及び緊急連絡（引き渡し）票

宮崎県立富島高等学校

この連絡票は、事故・事件発生時に際して、生徒の安全を確保し、役立てるために大切なものです。引受人等に変更がありましたら、すみやかに申し出をお願いします。変更の場合は朱書きで変更欄に記載をお願いします。正確に記入をお願いします。（点線以下も忘れずに記入してください。）

クラス	番号	生徒氏名（ふりがな）	性別	生年月日
1年 組				平成 年 月 日
2年 組				
3年 組				

●本校における兄弟姉妹 本人との続柄をご記入ください。

兄弟 姉妹	クラス	生徒氏名	本人との続柄
	年 組		
	年 組		

●住所をご記入ください。

1～2までは必ず
記入してください。

●緊急時の生徒を引き受けしてほしい人（優先順位1～3）の連絡先をご記入ください。

	引受人(連絡をして欲しい人)	本人との続柄	連絡先
1			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -
2			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -
			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -

点線以下も忘れずに
記入してください。

----- 切り取らないでください -----

救急及び緊急連絡（引き渡し）票

宮崎県立富島高等学校

クラス	番号	生徒氏名（ふりがな）	性別	生年月日
1年 組				平成 年 月 日
2年 組				
3年 組				

●緊急時の生徒を引き受けしてほしい人（優先順位1～3）の連絡先をご記入ください。

	引受人 (連絡をして欲しい人)	本人との 続柄	連絡先	引渡先
1			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -	<input type="checkbox"/>
2			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -	<input type="checkbox"/>
3			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -	<input type="checkbox"/>

救急及び緊急連絡（引き渡し）票

宮崎県立富島高等学校

この連絡票は、事故・事件発生時に際して、生徒の安全を確保し、役立てるために大切なものです。引受人等に変更がありましたら、すみやかに申し出をお願いします。変更の場合は朱書きで変更欄に記載をお願いします。正確に記入をお願いします。（点線以下も忘れずに記入してください。）

クラス	番号	生徒氏名（ふりがな）	性別	生年月日
1年組				平成 年 月 日
2年組				
3年組				

●本校における兄弟姉妹 本人との続柄をご記入ください。

兄弟姉妹	クラス	生徒氏名	本人との続柄
	年組		
	年組		

●住所をご記入ください。

現住所	
現住所（変更後）	
保護者氏名	

●緊急時の生徒を引き受けしてほしい人（優先順位1～3）の連絡先をご記入ください。

No.	引受人(連絡をして欲しい人)	本人との続柄	連絡先
1			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -
2			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -
3			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -

----- 切り取らないでください -----

救急及び緊急連絡（引き渡し）票

宮崎県立富島高等学校

クラス	番号	生徒氏名（ふりがな）	性別	生年月日
1年組				平成 年 月 日
2年組				
3年組				

●緊急時の生徒を引き受けしてほしい人（優先順位1～3）の連絡先をご記入ください。

No.	引受人(連絡をして欲しい人)	本人との続柄	連絡先
1			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -
2			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -
3			【 自宅 携帯 職場 】 TEL () -

心肺蘇生法とAEDの使用について ~心肺蘇生ガイドライン~

ある → ない

① 周囲の安全を確認し近づく

二次災害を防ぐために周囲の安全確認をする。

危険なし ↓

② 反応（意識）を確認する

意識あり

※配慮事項

周囲を見えないように囲むかAED装着後バスタオルで胸を覆う。

倒れている人に訴えを聞き、必要な応急処置を行う。



意識なし ↓

③ 大きな声で助けを呼ぶ
(119番通報とAEDの手配)

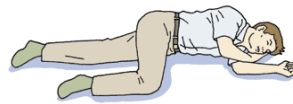
※AEDが準備できない場合は、**心肺蘇生法だけでも行うとよい。**

※協力者が複数人いると**十分な強さと十分な速さで絶え間なく**胸骨を圧迫することができる。



様子を見ながら

回復体位



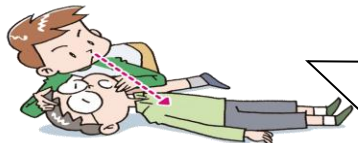
応援・救急隊を待つ

回復体位にする

※回復体位とは、横向きに寝せた傷病者の下側の腕を前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔を乗せる。姿勢を安定させるため、上側のひざを約90度曲げる。

普段どおりの呼吸あり

④ 呼吸の確認



1) 呼吸をみるために、傷病者の**胸部と腹部の動き**の観察に集中する。

2) 普段どおりの呼吸がない場合は、**心停止**と判断する。

※心停止を判断するのに**10秒以上**かけないようにする。

3) **分からないときは、胸骨圧迫を開始する。**

※「死戦期呼吸」とは、**しゃくりあげて息をするようなしぐさ**のこと。

※呼吸なし、または**死戦期呼吸**

⑤ 胸骨圧迫 (30回)

1) 傷病者に対して垂直に肘を伸ばし、体重を利用して**胸の真ん中**に両手(手のひらのつけ根)を重ねて圧迫する。

2) 胸が**少なくとも5cm**(成人の場合)沈むまで、

※**1分間に100~120回**のテンポで圧迫する。

※最も重要なことは、

十分な強さと十分な速さで絶え間なく圧迫すること。



⑥ 気道確保

⑦ 人工呼吸(2回)



頭部後屈あご先挙上

→傷病者の額に片手を当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当て、頭を後ろにのけぞらせる。

頭部後屈あご先挙上



協力者がいる場合はAEDが使えるか確認する。

〔要注意〕

※音声案内に従い、使用する。

※救急隊が到着するまでAEDの電極パッドは貼ったままにしておく。

⑧ AED到着と準備



⑨ 心電図解析

傷病者から離れて下さい!!

必要なし ↓

⑩ 電気ショック



必要あり

直ちに2分間実施

30



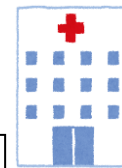
2回



※救急隊に引き継ぐまで心肺蘇生法を継続し、電極パッドは貼ったままにしておく。



救急車で医療機関へ搬送



強く、速く、
絶え間なく胸骨圧迫を!!

救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に**普段どおりの呼吸**や**目的のあるしぐさ**が認められるまで続ける。

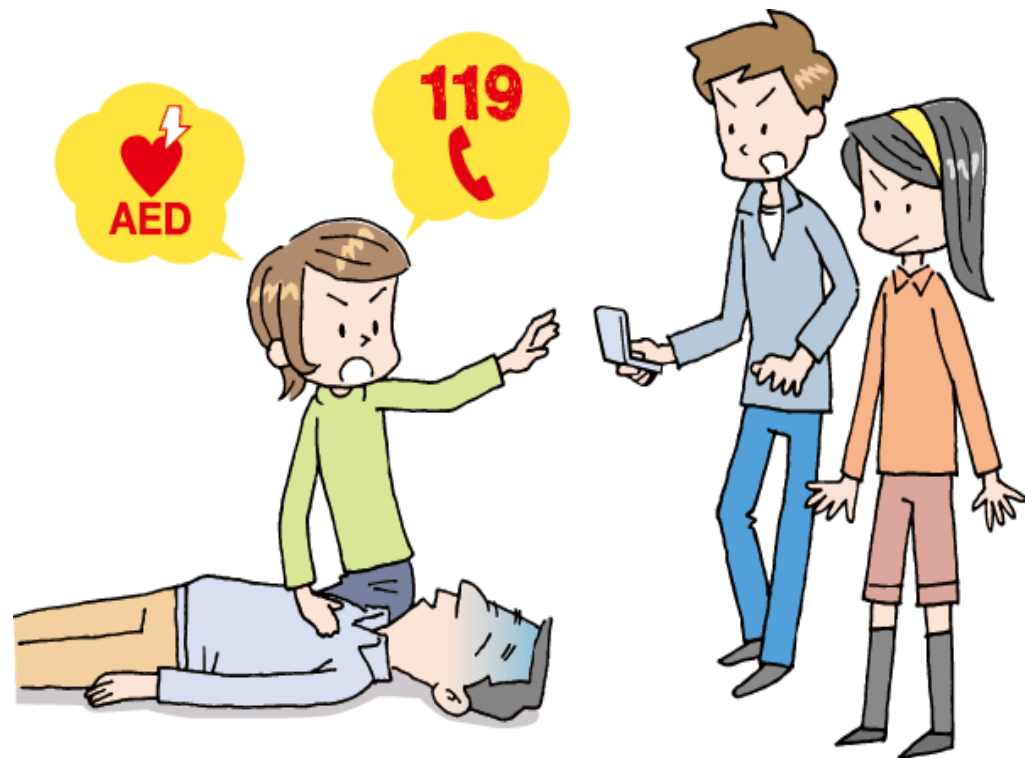
緊急の場合は、

119番通報とAEDの手配を!!

一人で悩まず
協力者を求めましょう!



事務室前・生徒指導部前
体育館正面入口



14 Jアラート(全国瞬時警報システム)の発令(弾道ミサイル飛来等の場合)

(1) 事前共通確認事項(重要)

① 弾道ミサイルに関する確認

ア 弾道ミサイルは発射から極めて短時間(10分以内)に着弾する。

イ ミサイル着弾時には暴風や破片などによる被害が想定される。

② 近くに弾道ミサイルが着弾した場合

ア 屋外にいる場合 → ロと鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

イ 屋内にいる場合 → 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

(2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)が発信された場合

① 在宅時

宮崎県が対象地域になっている場合 → 全校生徒自宅待機

② 在校時

ア 屋外にいる場合

→ 速やかに教室等の屋内に避難する。

→ 屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

イ 屋内にいる場合

→ 学校の施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。

→ 窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。

③ 登下校時【共通】安全を確保する。

ア 自宅～最寄の駅・日向駅～学校

→ 近くの建物の中、又は地下に避難する。

→ 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

イ 公共交通機関利用時

→ 運転手や係員の指示に従う。

→ バス・電車を待っているときは、近くの建物の中、又は地下に避難する。近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

ウ 送迎用の自家用車内等にいる場合

→ 同乗の保護者の方の指示に従い、安全を確保する。

④ 休日等

ア 屋外にいる場合

→ 速やかに屋内に避難する。

→ 屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

イ 屋内にいる場合

→ 学校の施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。

→ 窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。

(3) ミサイル通過・着弾後

① ラジオ・テレビオ・インターネット等で情報収集に努める。

② 着弾地点の状況や再発射等の危険も考えられるため、公的な情報を確認する。

③ 人的・物的被害が発生した場合は、被害状況を学校に連絡する。

体力も状況も人それぞれ異なるため、緊急時には一律の動きが取れないことが予想される。最優先すべき事項は身の安全であることに注意させて、適切な判断と行動をとるように事前に指導しておく。また、合わせて日頃から生徒と保護者間で緊急時の対応方法について話し合わせておく。